

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	杉 村	幸 太 郎
同	森 山	よ し ひ さ

令和 4 年度監査委員監査結果報告の提出について

(契約事務及び支出事務 [業務委託])

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定による監査を実施し、その結果に関する報告を次のとおり決定したので提出する。

第 1 大阪市監査委員監査基準への準拠

契約事務及び支出事務（業務委託）に対する当該監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項の規定に基づく財務監査

第 3 監査の対象

1 対象事務

契約事務及び支出事務（業務委託）

- ・ 主に令和 3 年度における事務を対象とした。

2 対象所属

全区役所

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	着眼点	監査の結果
(1) 契約事務及び支出事務に係る内部統制が有効に機能せず、目的が達成されないリスク	ア 契約事務に係る規程、マニュアル等は適切に整備され、運用されているか。	指摘事項1 指摘事項2 指摘事項3 指摘事項4
	イ 支出事務に係る規程、マニュアル等は適切に整備され、運用されているか。	指摘事項4
	ウ 過去に発生した不適切な事態について適切に対応できる仕組みが構築され、運用されているか。	—

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせることで書面の提出により実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は次のとおりである。

1 入札契約情報等の公表について是正を求めたもの

【北区役所、都島区役所、福島区役所、此花区役所、中央区役所、西区役所、港区役所、大正区役所、天王寺区役所、浪速区役所、西淀川区役所、淀川区役所、東成区役所、生野区役所、旭区役所、城東区役所、阿倍野区役所、住之江区役所、住吉区役所、東住吉区役所及び平野区役所に対して】

契約管財局が策定した入札契約情報等の公表に関する要綱（以下「要綱」という。）によれば、予定価格が100万円を超える業務委託契約（随意契約を含む。）について、発注見通し（当該年度の発注の見通し）は年度当初に、入札契約情報（入札経過調書及び入札結果表）は前月1日から前月末日までに契約したものを当月末日までに公表することとされている。

また、特名随意契約理由は、四半期ごとの翌月末日までに行うものとするとしている。

なお、契約管財局が策定した「入札契約情報等の公表に関する要綱の運用について」によれば、発注見通しの公表は、事業主管所属で行うこと、また発注するまでに行うものとするとしている。

しかし、今回の監査において、各所属で抽出した1件の契約について、発注見通し及び入札契約情報の公表状況を確認したところ、図表－1のようなことが生じていた。

図表－1 検出事項と該当所属

検出事項	所 属	所属数
当該契約の発注見通しの公表がされていない。	北区役所、都島区役所、此花区役所、中央区役所、西区役所、大正区役所、天王寺区役所、浪速区役所、西淀川区役所、淀川区役所、東成区役所、生野区役所、旭区役所、城東区役所、阿倍野区役所、住之江区役所、住吉区役所、東住吉区役所、平野区役所	19所属
うち、発注見通しの公表自体がされていない。	此花区役所、西区役所、天王寺区役所、浪速区役所、淀川区役所、生野区役所、旭区役所、城東区役所、阿倍野区役所、住之江区役所、住吉区役所	11所属
当該契約を含めた入札契約情報の公表が遅れている。	北区役所、福島区役所、港区役所、淀川区役所、旭区役所、東住吉区役所	6 所属
当該契約の入札契約情報及び特名随意契約理由の公表がされていない。	浪速区役所、生野区役所	2 所属

- ・ 19 所属において、当該契約の発注見通しが公表されていなかった。そのうち 11 所属において、発注見通しの公表を行うこと自体の認識がなかった。それ以外の所属は、発注見通しの公表自体は行っていたものの、当該契約を含む随意契約や年度当初（4 月 1 日）締結の契約のいずれか又はその双方について、公表の必要がないと判断し、公表を行っていなかった。
- ・ 6 所属において、特名随意契約理由の公表は四半期ごとに行うため、入札契約情報についても四半期ごとに公表を行うとの認識から、要綱に定められている公表日より遅れて公表を行っていた。
- ・ 2 所属において、当該契約が、他所属が選定した事業者と締結した随意契約であったため、他所属において公表を行うものとの認識から、入札契約情報及び特名随意契約理由の公表を行っていなかった。また生野区役所においては、入札契約情報及び特名随意契約理由の公表自体を行っていなかった。

これらは、ルールが正確に周知徹底されていないこと、及びルールが適切に運用されるための仕組みが不十分であることが原因である。

現状では、契約事務における透明性が損なわれるリスク及び市民に説明責任を果たせないリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項1]

各所属は、発注見通し及び入札契約情報に関して、所属内に要綱等の周知徹底を行い、令和4年度において同様の公表漏れがないことを確認するとともに、適時適切に公表が行われる仕組みを構築し、実施されたい。

2 再委託の取扱いについては是正を求めたもの

【大正区役所、旭区役所、東住吉区役所及び住吉区役所に対して】

平成30年1月24日付けの契約管財局長等通知「業務委託契約における再委託の取扱いについて（通知）」^(注)によれば、本市の業務委託契約における再委託は原則禁止であるとの考え方のもと、次のとおりとされている。

(注) 令和4年10月11日付けの契約管財局長等通知「業務委託契約における再委託の取扱いについて（通知）」により令和4年10月31日をもって廃止された。なお、令和4年10月11日付けの通知において、以下の取扱いについて変更はない。

- ・ 受注者が契約を履行するにあたり、業務の一括再委託及び主たる部分の再委託を禁止するとともに、再委託が可能な範囲を明確にするため、業務委託仕様書に当該通知に記載する再委託に関する項目を設けること。
- ・ 再委託承諾後、履行体制の把握として、受注者より再委託契約の結果について、再委託業者通知書を徴取し報告を受けること。
- ・ 再委託契約の妥当性を明確にし、透明性のより一層の向上を図るため、契約相手方との契約金額が1千万円を超え、業務の一部を再委託しているもの（測量・建設コンサルタント等業務を除く。）について、再委託相手先等の公表をすること。

しかし、今回の監査において、各所属で抽出した1件の契約について、業務委託仕様書及び再委託の手続を確認したところ、次のようなことが生じていた。

- ・ 2所属（大正区役所及び旭区役所）において、再委託に関する項目のうち、再委託相手先、再委託内容、再委託金額の公表に関する項目が業務委託仕様書に設けられていなかった。
- ・ 東住吉区役所において、再委託に関する項目のうち、受注者と再委託相手との契約関係に関する項目、再委託相手の入札参加停止措置要綱及び暴力団排除措置要綱に基づく制限に関する項目が、業務委託仕様書に設けられていなかった。
- ・ 住吉区役所において、再委託承諾後、再委託業者通知書を徴収していなかった。
- ・ 住吉区役所において、契約金額が1千万円を超える契約にもかかわらず、再委託相手先等の公表を行っていなかった。

これらは、ルールが正確に周知徹底されていないこと、及びルールが適切に運用されるための仕組みが不十分であることが原因である。

現状では、再委託契約の妥当性が不明確となるリスク及び再委託契約の透明性の向上が図られないリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項2]

1. 大正区役所、旭区役所及び東住吉区役所は、再委託の手続に関して、所属内に通知等の周知徹底を行い、業務委託仕様書に再委託に関する項目の記載が漏れない仕組みを構築し、実施されたい。
2. 住吉区役所は、再委託の手続に関して、所属内に通知等の周知徹底を行い、令和4年度の再委託を行っている業務委託契約において、再委託業者通知書を漏れなく徴収していること、及び再委託相手先等の公表漏れがないことを確認するとともに、適時適切に再委託の手続が行われる仕組みを構築し、実施されたい。

3 契約書の使用については是正を求めたもの

【福島区役所に対して】

区役所住民情報業務等委託契約（公募型プロポーザル方式）においては、選定事務の共通化を行うことで、選定委員の確保や選定関係経費の効率化を図る目的から、区役所からの依頼を受けた市民局が、事務局として事業者選定会議の運営等、公募にかかる選定庶務業務を行っている。そのため市民局は、当該業務委託契約特有のサービス水準に関する条項を追加した契約書及び仕様書の「標準モデル」や所要経費を積算する「標準フォーマット」について、法的リスク審査を行った上で整備し、市民局に選定庶務業務を依頼する場合は、それらを使用するよう、各区役所に周知している。

しかし、今回の監査において、各所属で抽出した1件の契約について、契約書を確認したところ、福島区役所は、市民局の策定した「標準モデル」の契約書を使用しておらず、契約管財局が策定した最新の標準契約書^(注)を使用し、契約締結を行っていた。

(注) 標準契約書とは、典型的、典型的な契約について、統一的な事務処理と契約書記載内容の適正化を図ることを目的とした標準的な契約書で、主に契約管財局が策定している。大阪市契約事務審査会運用指針によれば、標準契約書は、あくまでも想定される通常の事案を念頭においたものであるため、業務の特性等により標準契約書では、十分に事業に対応できない、あるいは規定に矛盾が生じてしまうこともあり得ること、そのような場合は、安易に仕様書や特記事項などで対応するのではなく、契約書の内容変更を行うことから検討すべきであることが示されている。

これは、区役所住民情報業務等委託契約において、「標準モデル」の契約書にサービス水準に関する条項が追加されている理由の重要性について理解されておらず、それらが所属内で共有されていないことが原因である。

現状では、法的問題に起因する損害の発生を抑制できないリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

〔指摘事項3〕

福島区役所は、区役所住民情報業務等委託契約において、市民局が策定した「標準モデル」の契約書に、サービス水準に関する条項が追加されている理由の重要性について所属内で周知を行うとともに、「標準モデル」の契約書が漏れなく使用されるよう徹底されたい。

4 検査の方法及び支出負担行為に係る確認については是正を求めたもの

【住之江区役所に対して】

契約管財局が策定した契約事務の手引きによれば、検査について、対外的な説明を果たすためには、その検証の方法やプロセスを記録、保存することも求められるとされている。また、検査調書を作成する場合においても、検査を完了した旨の記録内容をより明確にするため、納品書、業務完了報告書、その他検査の根拠となるべき書類を検査調書に添付しておくことが望ましいとされている。

会計室が策定した審査事務マニュアル（制度編）によれば、出納員や区会計管理者による支出負担行為に関する具体的な確認方法について、支出命令情報の根拠となる請求書、契約書（協定書、請書、事業請負見積書等を含む。）、検査調書、納品書、事業実施報告書、交付申請書等関係書類（原本）との照合により、十分に確認を行うこととされている。

なお、大阪市会計規則（昭和39年規則第14号）第38条第1項によれば、支出命令情報の内容に過誤があることを認めたときは、当該支出命令情報について差し戻さなければならないとされている。

区役所住民情報業務等委託契約の業務仕様書によれば、委託事業費については、業務遂行状況や完了状況等の月次報告に基づき、必要な検査を行った上で、当該検査を合格した場合について請求できるものとし、この請求は月1回を超えることができないとされている。

しかし、今回の監査において、各所属で抽出した1件の契約について、検査調書及び請求書を確認したところ、住之江区役所では次のようなことが生じていた。

- ・ 第1回（令和3年12月分）から第4回（令和4年3月分）までの中間検査の検査調書について、検査年月日が月次報告である月例業務実施報告書の提出日以前の日付となっていた。
- ・ 第3回（令和4年2月分）中間検査について、月例業務実施報告書の提出日が令和4年3月24日であるにもかかわらず、請求書の請求日は令和4年3月18日となっていた。
- ・ 検査年月日と月例業務実施報告書の提出日の整合性がないにもかかわらず、会計審査を経て支出されていた。

図表－２ 今回の監査により確認した住之江区役所住民情報業務等委託契約の検査調書等の記載日

検査回	検査調書				月例業務実施報告書 (月次報告)		請求日
	出来高基準日		検査年月日				
	検査調書の 記載日	住之江区役所 の訂正日	検査調書の 記載日	住之江区役所 の訂正日	月例業務実 施報告書に 記載の提出 日	住之江区役所 の收受日	訂正無
第１回 中間検査	令和４年 １月４日	令和３年 １２月３１日	令和４年 １月４日	令和４年 １月２６日	令和４年１月２６日 (訂正無)		令和４年 １月２６日
第２回 中間検査	令和４年 ２月１日	令和４年 １月３１日	令和４年 ２月１日	令和４年 ２月１７日	令和４年２月１７日 (訂正無)		令和４年 ３月９日
第３回 中間検査	令和４年 ３月１日	令和４年 ２月２８日	令和４年 ３月１日	令和４年 ３月１８日	令和４年 ３月２４日	令和４年 ３月１８日	令和４年 ３月１８日
第４回 中間検査	令和４年３月３１日 (訂正無)		令和４年３月３１日 (訂正無)		令和４年 ４月２１日	令和４年 ３月３１日	令和４年 ４月２１日

住之江区役所によれば、第１回から第４回までの中間検査について、月例業務実施報告書の提出日に検査を行った上で、検査調書に月例実施報告書を添付して回議を行っていたが、検査調書の出来高基準日は各月末、検査年月日は月例業務実施報告書の提出日を記載すべきところ、業務実施の翌月第一開庁日を記載する必要があるとの認識により、誤って検査調書を作成していたとのことであった。また、第３回及び第４回中間検査について、受注者が作成した月例業務実施報告書記載の提出日にも誤りがあったとのことであった。

支出負担行為の審査事務について、住之江区役所総務課の計理担当及び会計担当によれば、検査調書の検査年月日と月例業務実施報告書の提出日との相違について担当課へ確認を行っていたものの、「検査年月日は、業務実施の翌月第一開庁日の日付とすることとなっている」との回答を受けて承認していたとのことであった。

これは、次のことが原因である。

- ・ 検査の方法について、契約管財局が策定した契約事務の手引き等が正確に理解、周知されておらず、契約事務の手引き等に従って検査するための仕組みが不十分であること。
- ・ 支出負担行為に係る確認方法について、会計室が策定した審査事務マニュアル等が正確に理解、周知されていないこと。

現状では、契約の履行を適正に確認できないリスク、会計審査事務の適正な執行が確保できないリスク及び市民に説明責任が果たせないリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項4]

1. 住之江区役所は、区役所住民情報業務等委託契約について、令和4年度において同様の誤りがないことを確認されたい。また、検査の方法に関して、所属内に契約事務の手引き等の周知徹底を行った上で、当該契約における事務手順書等を策定することなどにより、適時適切に検査を行い、正確に検査調書を作成する仕組みを構築し、実施されたい。
2. 住之江区役所は、支出負担行為に係る確認方法に関して、所属内に審査事務マニュアル等の周知徹底を行い、正確に理解し、適時適切に事業実施報告書等の証拠と照合した上で、支出が行われるよう十分に確認を行われたい。

第7 その他

今回の監査に関する横断的な所見

今回、24の区役所を対象として、各所属から1件の業務委託に係る契約を抽出し、その契約事務及び支出事務について、横断的に監査を実施したものである。

その結果、入札契約情報等の公表に係る是正が必要な事項が、21もの区役所において検出された。昨年、27の局室を対象として同様の監査を実施したが、その結果でも入札契約情報等の公表に係るものについて、10の局室に対して是正を求めたところである。

各区役所は、昨年度の局室の是正方法も参考にしながら、改めて公表の目的や意義について、職員に対し再度周知徹底を行い、入札契約情報等の公表の適正化を図り、当該適正な事務が継続されるよう取り組まれたい。

また、制度所管所属である契約管財局においては、透明性の確保と市民に対する説明責任を果たすため、要綱等が各所属で正確に理解し運用されるよう、引き続き研修などの機会ごとに、公表ルール周知徹底を図られたい。